

令和 7 年第 4 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 1)

令和 7 年 1 2 月 5 日

美 郷 町 議 会

令和7年第4回美郷町議会定例会会議録（第1日目）

令和7年12月5日（金曜日）

◎開会日時 令和7年12月5日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和7年12月5日 午前10時47分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 なし

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 9番 川村 義幸君 1番 若杉 伸児君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 川西ゆきみ君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	池田 昭紘君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	芳村 和敏君
企画情報課長	田村 靖君	町民生活課長	黒田 和幸君
健康福祉課長	海野 勝弥君	建設課長	佐藤 文幸君
農林振興課長	川村 博昭君	政策推進室長	田常 浩二君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	田中 幸生君	北郷地域課長	長田 孝規君…欠席

◎会議の経過 別紙のとおり

令和7年第4回美郷町議会定例会
議事日程（第1）

令和7年12月5日
午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
9番 川村 義幸 議員
1番 若杉 伸児 議員
- 日程第2 会期の決定
12月5日～12月8日までの4日間
- 日程第3 諸般の報告
(1) 議員派遣報告
(2) 請願陳情の処理経過
(3) 例月現金出納検査
(4) 入郷地区衛生組合議会
(5) 宮崎県北部広域行政事務組合議会
(6) 日向東臼杵広域連合議会
- 日程第4 報告 第14号 令和6年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価等の提出について
- 日程第5 報告 第15号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第11
号）の報告について
- 日程第6 報告 第16号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第12
号）の報告について
一括報告
- 日程第7 同意 第1号 美郷町教育委員会委員の任命について
提案理由説明、質疑、討論、採決(投票による方法)
- 日程第8 議案 第67号 美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について
提案理由説明
- 日程第9 議案 第68号 美郷町行政手続等における情報通信技術の利用に関する
条例
提案理由説明
- 日程第10 議案 第69号 美郷町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 1 1	議案 第70号	美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 2	議案 第71号	美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 3	議案 第72号	美郷町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 4	議案 第73号	町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 5	議案 第74号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一括 提案理由説明

日程第 1 6	議案 第75号	美郷町火災予防条例の一部を改正する条例
---------	---------	---------------------

提案理由説明

日程第 1 7	議案 第76号	令和 7 年度美郷町一般会計補正予算（第 5 号）
---------	---------	---------------------------

提案理由説明

日程第 1 8	議案 第77号	令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 9	議案 第78号	令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 0	議案 第79号	令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案 第80号	令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	議案 第81号	令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3	議案 第82号	令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

一括 提案理由説明

日程第 2 4	議案 第83号	美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例
---------	---------	-----------------------

日程第 2 5	議案 第84号	美郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
---------	---------	-------------------------

一括 提案理由説明

会 議 録

令和7年12月5日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

改めましておはようございます。

令和7年美郷町議会第4回定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

国では石破総理の辞任を受けまして、自民党と日本維新の会との新たな連立による高市内閣が誕生しました。物価高騰対策を盛り込んだ経済対策やガソリンの暫定税率の年末廃止など新たな施策が決まりましたが、町の施策にも大きく影響があるものと思われまます。これからも国の動向を注視して、政策の推進をお願いします。

また、議会と町民との意見交換会を初めて開催し、少子化や産業振興また諸物価高騰による高齢者施設運営の深刻な状況を訴える意見など、多くの御意見をいただきました。

その中で、住民が町に意見を届けやすくするために目安箱の設置の要望がありましたが、執行部の皆様の御理解によりまして本所・支所に設置することができました。お礼を申し上げるところであります。

現体制での最後の定例会になりますが、最後までしっかりとした議論、審議をお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただいまから令和7年第4回美郷町議会定例会を開会します。

なお、長田北郷地域課長から、親戚の葬儀のため欠席の申出がありましたので、これを受理しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、川村 義幸議員、1番、若杉 伸児 議員を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長、山本 文男 議員。

【議会運営委員長 山本 文男】

令和7年第4回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申しましたので、報告いたします。

会期については、本日から12月8日までの4日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 那須 富重】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日から12月8日までの4日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月8日までの4日間に決定いたしました。会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

日程第3 諸般の報告を行います。

議長報告はお手元に配付の諸般の報告、議員派遣をもって報告とします。

また、本日まで受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。記載のとおり処理しましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されております。

朗読は省略します。

次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向東白杵広域連合議会議員及び宮崎県北部広域行政事務組合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第14号 令和6年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の提出について

日程第5 報告第15号 損害賠償の額の決定についての専決処分
(専決第11号)の報告について

日程第6 報告第16号 損害賠償の額の決定についての専決処分
(専決第12号)の報告について

以上の3件について、町長からの報告があります。

これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。私にとりまして最後の議会かなと思っております。よろしくお願いをいたします。

報告第14号 令和6年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、報告を申し上げます。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定されております。そこに、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされていることから、ここに報告するものでございます。

各項目と事務事業につきまして、町教育委員会において自己評価を行い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定にあります、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るということから、令和5年度から評価をいただいている国立大学法人 宮崎大学教育学部准教授であられる遠藤宏美氏の御意見をいただいたところでございます。

以上で、報告を終わります。

続きまして、報告第15号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第11号）の報告についての提案理由を申し上げます。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、報告第16号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第12号）の報告についての提案理由を申し上げます。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

以上で、報告第14号から報告第16号までの3件の報告を終わります。

日程第7 同意第1号 美郷町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

ただいま議題となっております同意第1号について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、同意第1号 美郷町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 8 年 2 月をもって任期満了を迎える橋口美帆教育委員の後任として森田恵氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項に基づき議会の同意を求めるものであります。

西郷地区在住の森田氏は西郷地区の主任児童委員を努めており、毎朝の挨拶運動をはじめとする子どもたちの見守り活動や保護者の子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・援助等を熱心に取り組んでおられます。

また、3 人のお子様を育てられる中で地域や学校における P T A 活動にも積極的に参加されるなど、本町の教育行政に高い見識を有していると認められることから、教育委員として適任であると考えるところであります。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任命後の任期は令和 1 2 年 2 月までの 4 年間となります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第 1 号 美郷町教育委員会委員の任命について、採決を行います。この採決は、会議規則第 8 2 条第 1 項の規定及び申合せにより、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口を閉める)

ただいまの出席議員数は、9 名であります。

表決の方法としての投票ですので、議長を除く 9 名で投票を行うこととなります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人、2 番 早川 節夫 議員、3 番 中田 武満 議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

また、会議規則第 8 4 条の規定白票の取扱いにありますように、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、「否」として取り扱いますので、申し添えま

す。

投票用紙を配付してください。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」との声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1 番議員から議席順に投票願います。

(投票)

投票漏れはありますか。

(「なし」との声あり)

投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

開票を行います。

2 番 早川 節夫 議員、3 番 中田 武満 議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち賛成 9 票、反対ゼロ票。

以上のとおり、全員賛成です。

したがいまして、同意第 1 号 美郷町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場の出入口を開ける)

日程第 8 議案第 6 7 号 美郷町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第67号 美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由を申し上げます。

国の過疎地域対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、これまで50年にわたり特別措置が講じられてきました。

しかし、過疎地域においては人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、産業の担い手不足、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能低下など、依然として厳しい状況にあることから、過疎地域の持続的発展という新たな理念の下、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という）が施行されたところです。

美郷町でも新過疎法及び宮崎県過疎地域持続的発展方針に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実現するための各種取組について定めた美郷町過疎地域持続的発展計画を策定するため、新過疎法第8条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。

日程第9 議案第68号 美郷町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第68号 美郷町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、行政手続のオンライン化を推進し町民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、申請、届出その他の手続を電子情報処理組織を使用して行うことを可能とするために制定するものであります。

国においては、デジタル社会の実現に向けてマイナンバーカードを活用した電子申請等の取組が進められており、地方公共団体においても住民や事業者が時間や場所を問わず手続を行える環境整備が求められています。

本町におきましても、これまでの窓口中心の手続からインターネットを活用した利便性の高い行政サービスへの転換を進めるため、段階的に電子申請を開始する予定としております。

このような状況を踏まえ、電子申請や電子通知を行うための法的根拠を明確にし、町民が安心して利用できる体制を整備することを目的として本条例を制定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。

日程第10 議案第69号 美郷町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第69号 美郷町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及びポスターの作成単価を改正するものです。

選挙運動用ビラについては、1枚当たり7円73銭を8円38銭に、選挙運動用ポスターについては1枚当たり541円31銭を586円88銭に改正となります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。

日程第11 議案第70号 美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第71号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第72号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第73号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

お諮りします。

議案第70号から議案第74号までの5件を、一括議題にしたいと思いますが、

これに御異議ございませんか

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第74号までの5件は一括議題とすることに決定しました。

5件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第70号 美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第71号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第72号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第73号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

以上5件について関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、美郷町議会の議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づいて改定を行うものであります。6月と12月の支給割合をそれぞれ1.75月に改定します。これにより期末手当の年間総支給月数は3.3月分から3.5月分となります。

本年は6月に1.725月分を支給していますので、12月の支給割合を1.775月分として年間総支給月額を3.5月分とするものであります。

次に、一般職についてですが、今回は人事院勧告を踏まえ給料表、期末手当及び勤勉手当並びに通勤手当の引上げについて改正するものです。

給料表については、本年4月時点で国家公務員の月例給が民間給与を下回っていたことから、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も号俸を平均3.3%引き上げられました。

また、期末手当と勤勉手当についてはそれぞれ0.025月分引き上げられ、年間4.6月分から4.65月分となり、任期付職員については、年間3.65月分から3.7月分となります。

本年は12月期の期末手当及び勤勉手当に来年度以降は6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるように配分されることになりましたので、本町も同様の改定を行うものであります。

あわせて、自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、現行の距離区分について200円から7,100円の幅で引上げを行います。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。
日程第16 議案第75号 美郷町火災予防条例の一部を改正する条例を議題と
します。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第75号 美郷町火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を
申し上げます。

本年2月26日に発生した大船渡市の林野火災を受けて、より林野火災予防の実
効性を高めることが必要であるとされ、令和7年8月29日付で、消防庁から火災
予防条例（例）の一部改正についてが通知されました。

この改正に伴い、本町条例を改正するものです。

今回の改正の内容につきましては、火災に関する警報の明確化及び警報発令中
における火の使用制限の見直し、林野火災に関する注意報に係る規定と林野火災警報
発令時における火気制限区域の指定、火災とまぎらわしい煙を発するおそれのある
行為の明確化並びに届出対象期間及び区域の指定について規定したものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。
日程第17 議案第76号 令和7年度美郷町一般会計補正予算（第5号）を議
題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第76号 令和7年度美郷町一般会計補正予算（第5号）について、説明い
たします。

今回の補正は人事院勧告に伴う人件費の追加や過年度発生台風災害復旧費、並び
に本年度発生しました豪雨及び台風15号災害対応に伴う経費などの早急に予算措
置の必要が生じた事項に係る経費を計上するものであります。

補正の主な内容としましては、人事院勧告に伴い各種人件費に3,041万7,000円を追加しました。災害対応経費としまして、災害復旧費へ総額6億2,261万円を追加しました。

また、総務費、総務管理費におきましては、システム標準化の期限延伸に伴い電算システム管理費から3,027万1,000円を減額、土木費、住宅費からは、事業確定に伴いまして2,725万2,000円を減額しました。

これらにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億6,734万円を追加し、一般会計の総額はそれぞれ11億6,214万2,000円となりました。

以上で説明を終わります

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。

日程第18 議案第77号 令和7年度美郷町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

日程第19 議案第78号 令和7年度美郷町介護保険事業特別会計
補正予算（第2号）

日程第20 議案第79号 令和7年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）

日程第21 議案第80号 令和7年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算（第3号）

日程第22 議案第81号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計
補正予算（第2号）

日程第23 議案第82号 令和7年度美郷町国民健康保険病院事業会計
補正予算（第2号）

お諮りします。

議案第77号から議案第82号までの6件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか

（ 「異議なし」との声あり ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号から議案第82号までの6件は一括議題とすることに決定しました。

6件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第77号 令和7年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ188万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,171万2,000円とするものであります。

まず歳入予算につきましては、県からの特別交付金の一部交付額確定により113万3,000円の減、現行システム使用期間の延伸及び人件費の増に伴う一般会計からの繰入金188万1,000円の増、基金繰入金113万4,000円の増を計上しております。

続いて、歳出予算につきましては現行システム使用期間の延伸によるシステム使用料162万円の増、人事院勧告による会計年度任用職員の人件費20万6,000円の増、国保病院への繰出金20万5,000円の減を計上しております。

以上で説明を終わります。

議案第78号 令和7年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,859万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,988万6,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、令和7年度保険給付費における各サービスの歳出状況を踏まえて歳入歳出見込みにより過不足を調整するものです。

まず、歳入につきましては、令和7年度国庫支出金の交付決定に伴い1,890万4,000円を減額するほか、支払基金交付金について3,471万9,000円を増額いたします。また、一般会計繰入金においても低所得者保険料軽減負担金の交付決定と事務費繰入れにより900万4,000円を増額いたします。

続いて、歳出につきましては、介護給付費の各サービス費の過不足を調整しました。また、歳入の説明で申し上げた増額分につきましては、今後の給付費支払いに備え、予備費とし1,684万5,000円を増額いたします。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第79号 令和7年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ72万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,507万8,000円とするものです。

補正の主な理由は、標準準拠システム稼働延伸に伴う契約変更のため、予算額を調整するものであります。

補正の主な内容は、歳出において、後期高齢一般経費の使用料及び賃借料を72万6,000円増額いたしました。

以上で説明を終わります

議案第80号 令和7年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、予算総額の変更はなく歳出予算の組替えを行うものであります。

人事院勧告に伴う給料改定や通勤手当の改定による会計年度任用職員及び再任用職員の報酬、給与、職員手当等260万4,000円を増額するものです。また、年度末までに需用費等の不足が見込まれる179万円を増額し組替えを行うもので、予備費を減額しそれぞれに充用するものであります。

以上で、説明を終わります。

議案第81号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支について23万5,000円の同額を増額補正し、収

益的収入予算の総額を2億1,569万円、支出予算の総額を2億2,223万4,000円とするものであります。

内容につきましては、収入は令和6年度分取得資産に係る長期前受金戻入れになります。

支出の主なものは、令和6年度分取得資産に係る減価償却費になります。

次に、資本的収支について、収入に250万円を増額補正し、資本的収入予算の総額を4,539万1,000円、支出に500万円を増額補正し、資本的支出予算の総額を9,136万円とするものであります。

内容につきましては、建設改良費の工事請負費1件分であります。収入は一般会計からの繰入金になります。

以上で説明を終わります。

最後に、議案第82号 令和7年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出につきまして、収入支出予算の総額に2,207万9,000円を増額し、それぞれ7億8,829万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出につきまして、収入予算の総額に95万2,000円を増額して3,644万円、支出予算の総額に231万6,000円を増額して6002万3,000円とするものであります。

収益的収支について、収入補正の主な内容は、医業収益を1,066万円の増額、給与費の支出見込みによる増額分について、一般会計からの補助金を1,100万円7,000円増額計上しております。

支出補正の主な内容は、人事院勧告等に伴う支出見込みにより給与費全体で1,100万7,000円の増額、その他の支出見込みにより材料費787万8,000円、経費319万4,000円を増額計上しております。

また、資本的収支につきましては、支出において医療機器の購入費として231万6,000円を増額計上しており、収入については115万7,000円を一般会計出資金として計上し、不足分については損益勘定留保資金で補填を行うものであります。

以上で説明を終わります

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。

日程第24 議案第83号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

日程第25 議案第84号 美郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
お諮りします。

議案第83号から議案第84号までの2件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、83号から議案第84号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第83号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

議案第84号 美郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

以上2件について、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例では、給水装置の設置に係る費用のうち、本管から宅地内の量水器までの給水管について、現行では町が負担することとしていますが、これを申込者の負担とするよう改正を行うものであります。

これは、負担の公平性を確保し簡易水道事業の経営環境が厳しさを増す中、今後とも安定的な水道を提供し、水道事業の健全な運営を維持するために、給水管の新設・改良工事に要する費用を申込者の負担とするよう改正を行うものであります。

次に、美郷町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例では、同様に農業集落排水の接続を申し込む際、公共枿の設置費用を現行では町が負担していましたが、これを申込者の負担とするよう改正を行うものであります。

これは、負担の公平性を確保し農業集落排水事業の経営環境が厳しさを増す中、今後とも安定的にかつ健全な運営を維持するために、公共枿の新設・改良工事に要する費用を使用者の負担とするよう改正を行うものです。

以上で説明を終わります

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の12月8日に質疑・討論・採決を行います。

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は、12月8日月曜日、定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違いないようお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前10時47分)